

白子町の経年的財政変動 (決算カードをもとにして)

<財政分析に関する基準的な指標>

- | | |
|----------|---------------------|
| ①実質収支比率 | ⑦実質公債費比率（平成18年に導入） |
| ②財政力指数 | ⑧地方債現在高 |
| ③経常収支比率 | ⑨債務負担行為（翌年度以降）支出予定額 |
| ④公債費比率 | ⑩積立金現在高 |
| ⑤公債費負担比率 | ⑪将来にわたる実質的財政負担額 |
| ⑥起債制限比率 | ⑫実質的将来財政負担額比率 |

<分析期間>

平成13年度～平成17年度

（類似団体は平成13年度～平成16年度）

<比較対照—類似団体>

人口規模と産業構造で市町村を分類したもの。

白子町の類型 平成13年～17年まで IV-3

〔参考文献〕

出井信夫・池谷忍「自治体財政を分析・再建する」（2002年 大村書店）

出井信夫「基礎からわかる自治体の財政分析—地域経営の視点から財政シミュレーションまで—」（2004年 学陽書房）

大和田一紘「これならできる市町村財政分析」（2005年 自治体研究社）

小坂紀一郎「一番やさしい自治体財政の本」（2003年 学陽書房）

肥沼位昌「図解よくわかる自治体財政のしくみ」（2002年 学陽書房）

千波主税「改訂版 今日から始める市町村財政分析」（1997年改定 自治体研究社）

地方財務協会編「類似団体別市町村財政指数表」（1995～2006年 地方財務協会）

広報いちのみや 平成18年10月号・平成19年2月号等

〔ホームページ〕

奈良女子大学 澤井勝主宰 地方財政情報館 <http://www.zaiseijoho.com/>

総務省 地方財政の状況 <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

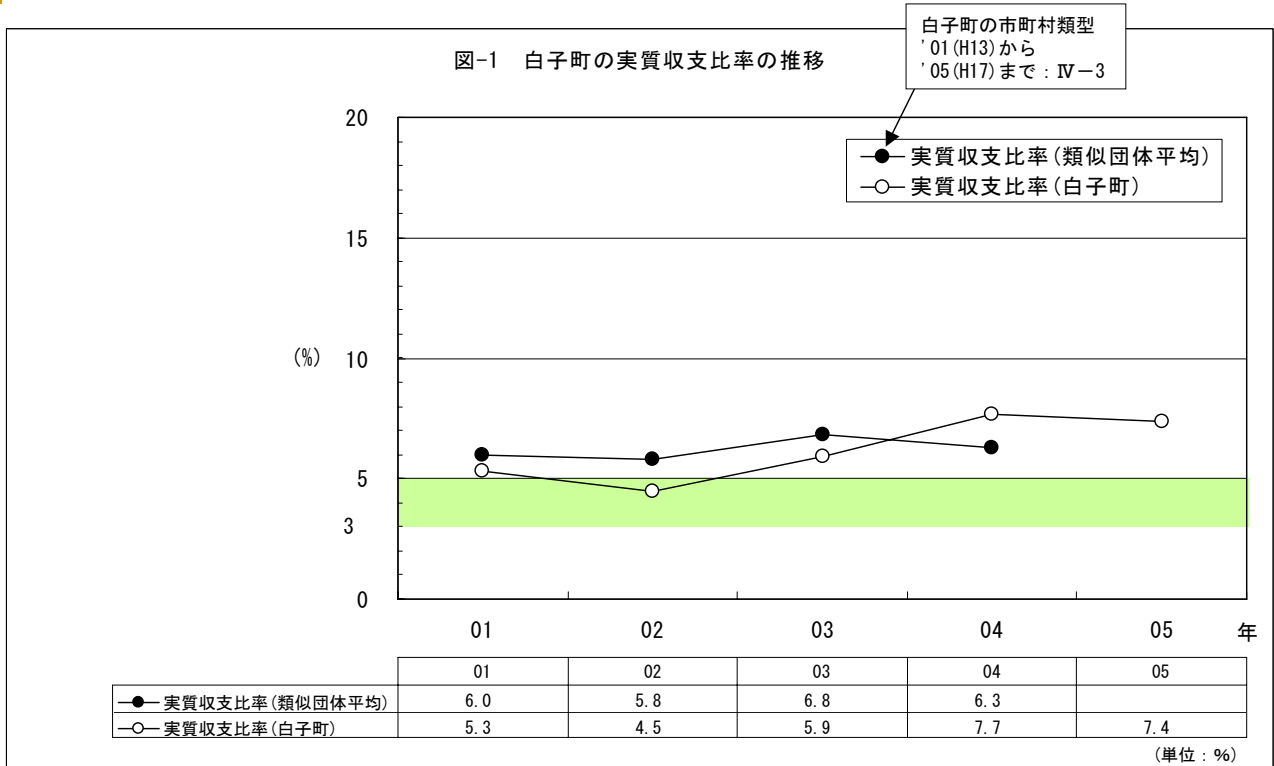
千葉県 市町村課

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_shichou/zaisei/hikaku16.htm#zaiseibunseki

茂原市財政課 <http://www.city.mobara.chiba.jp/zaisei/index.htm>

市町村PORTAL <http://homepage3.nifty.com/jiti/>

1. 実質収支比率の推移



<実質収支比率>財政運営の健全度を測る。

計算式：〔実質収支額〕÷〔標準財政規模〕×100

語句説明：

〔実質収支〕 その年度の純粋な黒字または赤字

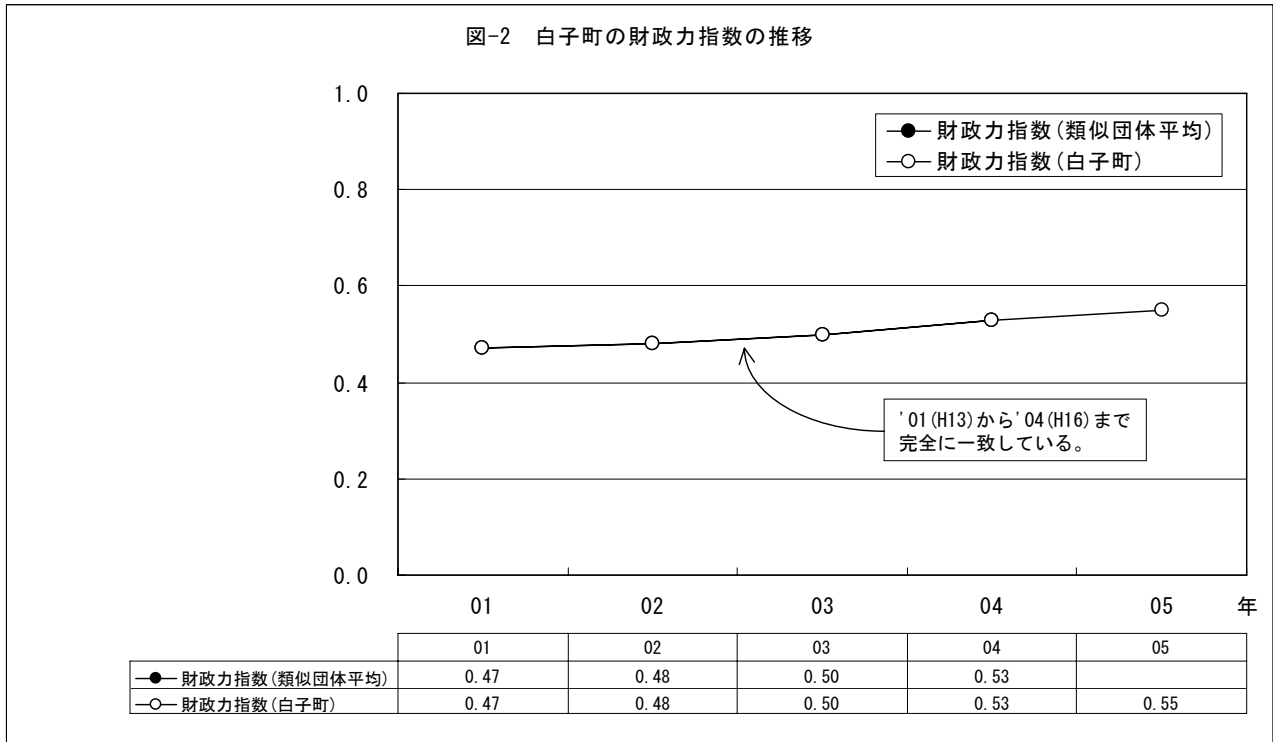
計算式：形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度繰越財源

〔標準財政規模〕 各自治体が、標準的な状態で収入しうると考えられる「一般財源」（自治体が自由に使えるお金）の大きさ。

※各自治体の標準的な状態における収入のうち、自分の自由に使える金額に占める当該年の実質的な黒字（赤字）の比率

- 目安：
- ・市町村では、一般的に－20%以上で「財政再建団体」
 - ・経験的に3%～5%くらいで推移することが望ましいとされる。
 - ・黒字率が高すぎると、本来行政がすべき仕事をしていなかった、或いは住民の負担を軽減するべきだとも考えられる。

2. 財政力指数の推移



3

<財政力指数>財源の余裕度を測る。

計算式：〔基準財政収入額〕÷〔基準財政需要額〕（三ヵ年の平均値）

語句説明：〔基準財政収入額〕 国が普通地方交付税額を算出するために使用する数値。その自治体の標準的な
 税収入額として国が算定したもの（前年度の税収入や国税統計などを利用）。

〔基準財政需要額〕 国が普通地方交付税額を算出するために使用する数値。自治体が妥当な水準の
 行政を行った際に必要だと国が算定した金額

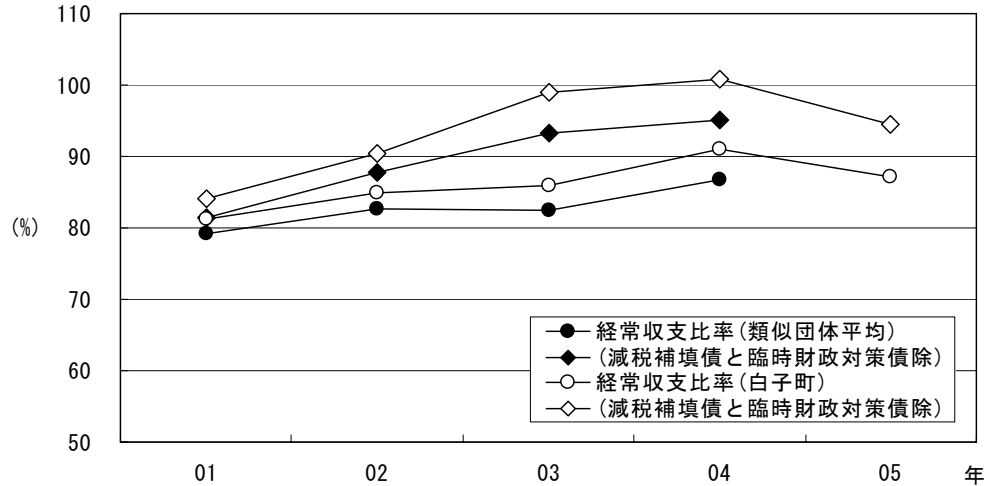
※標準的な状態で各自治体の仕事にかかるお金に対して、どれくらい税金が入ってくるか。

目安：「1」に近いほど望ましい状態。

単年度で「1」以上なら地方交付税不交付団体となる。

3. 経常収支比率の推移

図-3 白子町の経常収支比率の推移



	01	02	03	04	05
● 経常収支比率(類似団体平均)	79.1	82.7	82.4	86.8	
◆ (減税補填債と臨時財政対策債除)	81.4	87.7	93.2	95.1	
○ 経常収支比率(白子町)	81.3	84.8	85.9	91.0	87.2
◇ (減税補填債と臨時財政対策債除)	84.0	90.4	99.0	100.9	94.5

(単位：%)

<経常収支比率>財政構造の弾力性を測る

計算式：〔経常経費充当一般財源〕 ÷ 〔経常一般財源総額〕 × 100

語句説明：〔経常経費充当一般財源〕 人件費・扶助費・公債費などの義務的な経費に使われる経常一般財源
 〔経常一般財源総額〕 毎年（経常的に）入ってくる地方税・地方交付税などのうち、自治体が自由に使える財源の総額

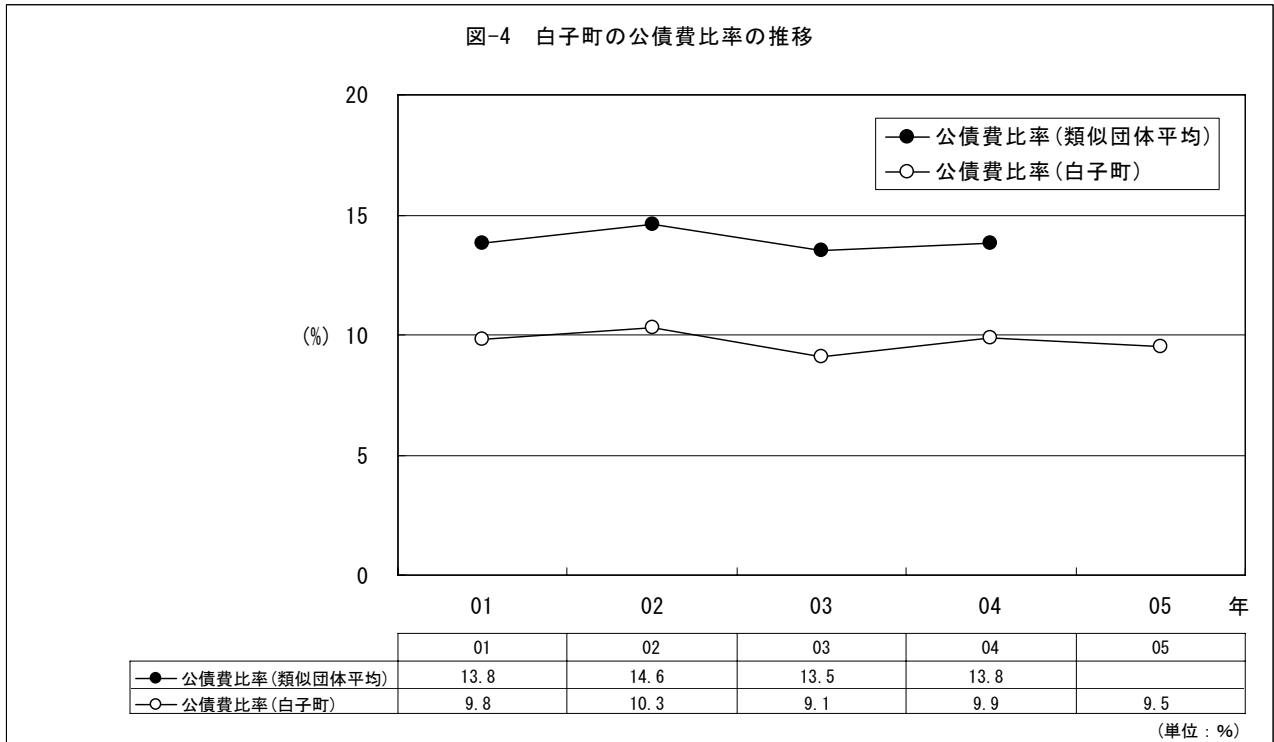
※通常毎年自治体に入ってくる自由に使えるお金のうち、義務的に支出しなければならないお金の割合

- 目安： 70～80% 適正
 80～90% やや弾力性を欠く
 90～100% 弾力性を欠く
 100%～ 硬直化

(注) 平成13年(2001)から、経常一般財源に「臨時財政対策債」を加えて計算されている(分母の値が大きくなった)。しかし、これはあくまで借金の一部なので、「臨時財政対策債」を分母に加えたものと、加えていないものの二通りのグラフを用意した。(加えていないほうがより実情に近いとされる)

〔臨時財政対策債〕本来、地方交付税として入ってくるはずだったのに、国の財政不足から自治体に入らなかったために、起債を許されたもの。(結局は借金)

4. 公債費比率の推移



5

<公債費比率> 公債費の一般財源に占める割合（1）（借金の自由に使える収入に対する割合）

語句説明：

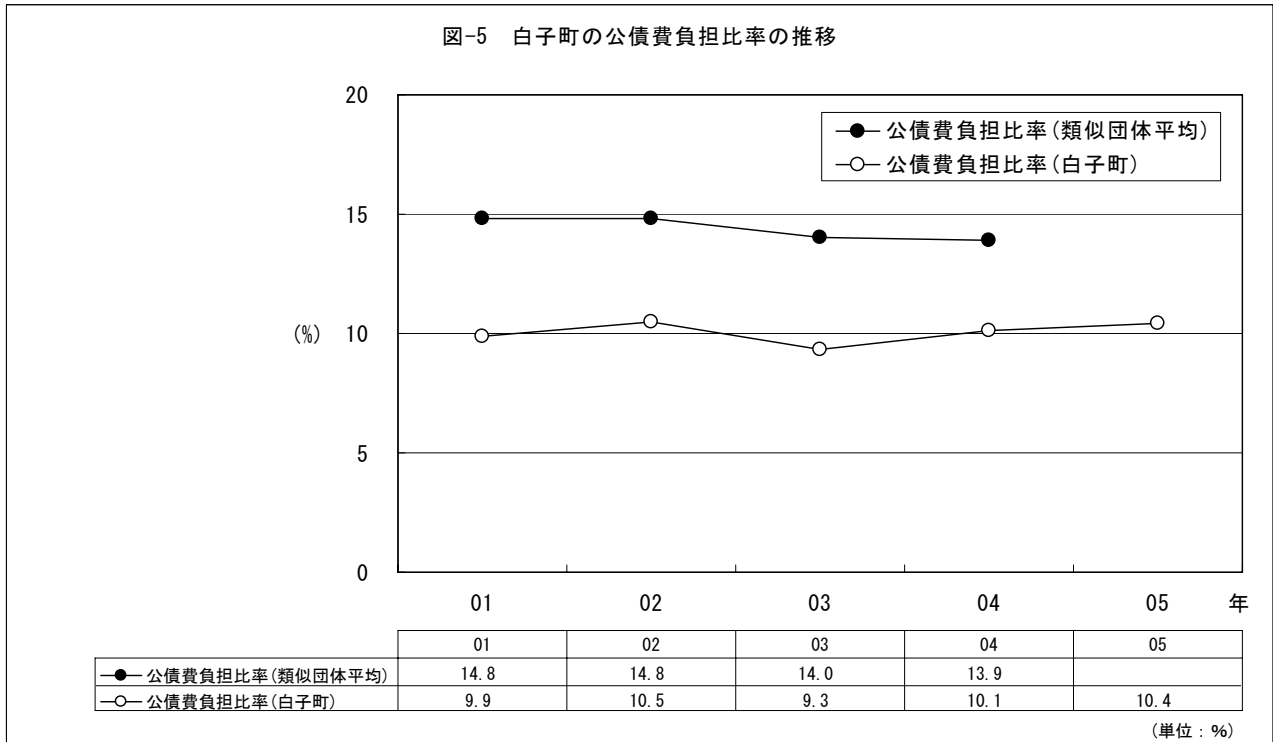
〔公債費〕 自治体が地方債を借りたときに、毎年支払う元利（元金と利子）償還金

目安：10%以内 健全。

15%～ 警戒ライン

20%～ 危険ラインで将来に影響

5. 公債費負担比率の推移



<公債費負担比率> 公債費の一般財源に占める割合（2）

公債費比率より後年に導入された。

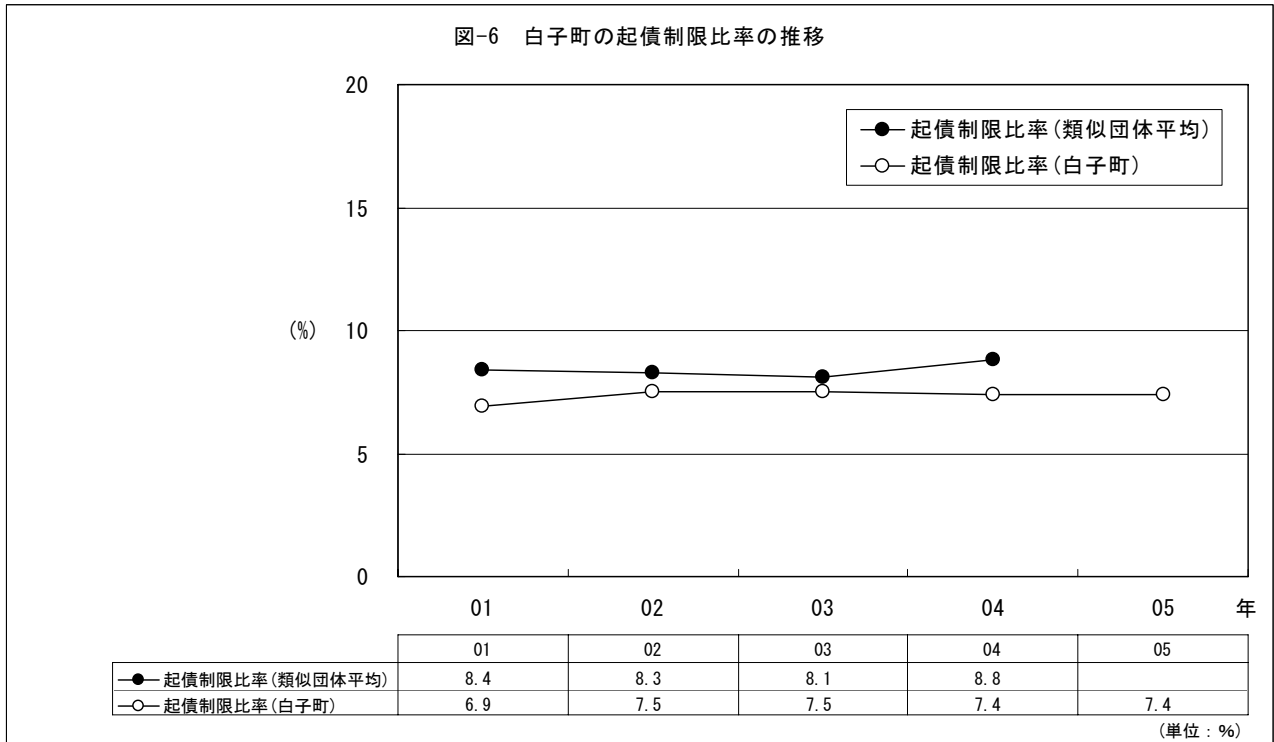
公債費比率との違い：公債費比率では、後に地方交付税に算入して自治体に返ってくる予定の災害復旧のための地方債額などを引いて計算していたが、この比率では借金は借金として計上している。

目安：10%以内 健全

15%～ 警戒ライン

20%～ 危険ラインで将来に影響

6. 起債制限比率の推移



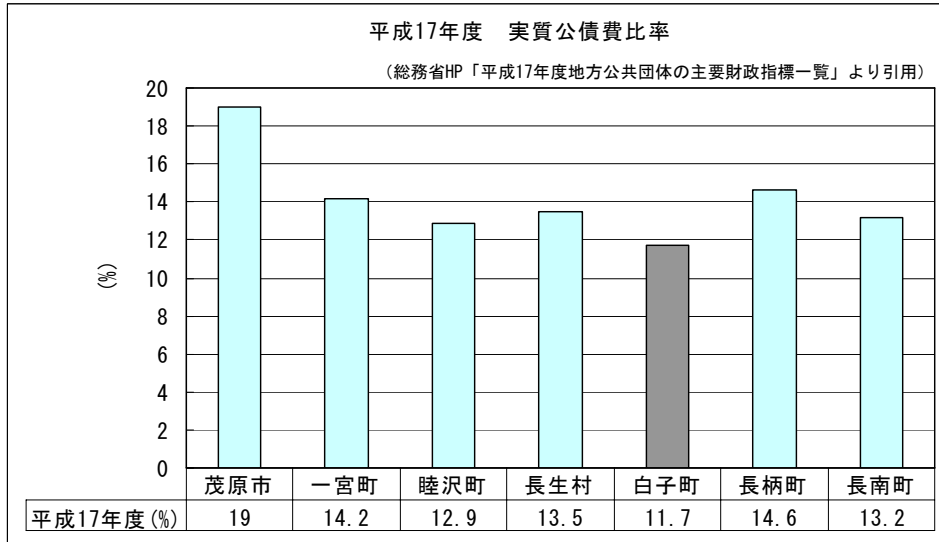
<起債制限比率>公債費の一般財源に占める割合（3） 地方債の発行許可に関わる。

公債費比率との違い：計算方法や考え方は、ほぼ公債費比率と同じだが、過去三年間の平均値。

目安：20～30% 一部の地方債の起債が制限される。

30%以上 災害関連事業を除いたほとんどの一般事業債の発行が許可されない等の制裁を受ける。

7. 実質公債費比率



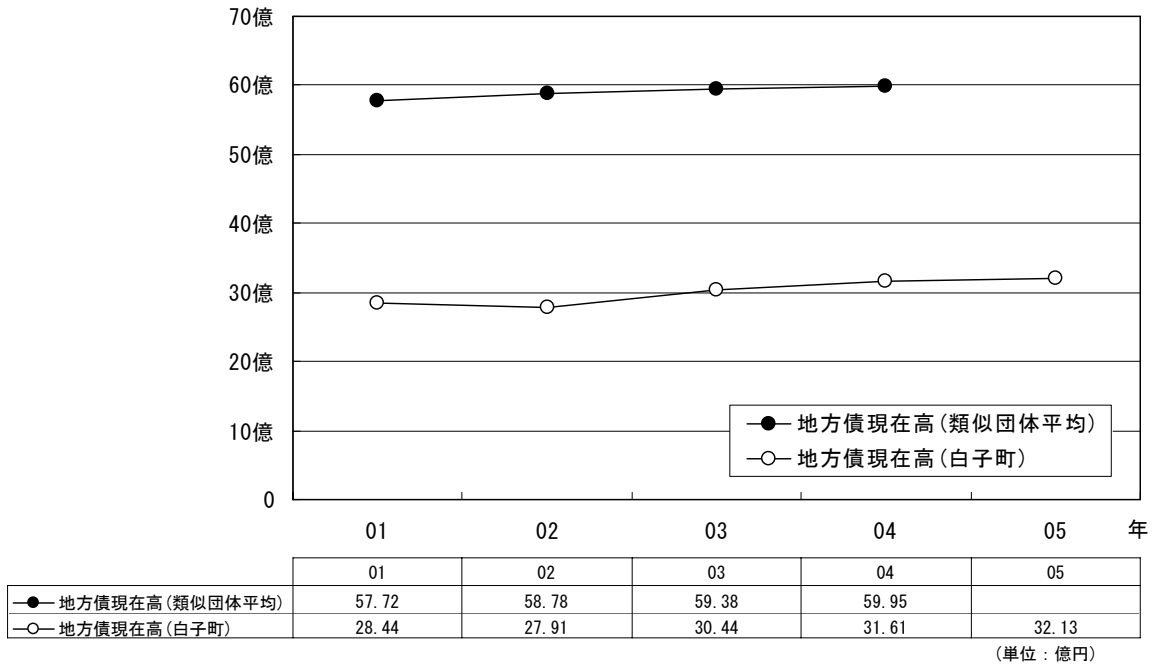
<実質公債費比率> 2006年度（平成18年）の地方債許可制度の協議制度への移行に際し、従来の公債費比率や起債制限比率に代わって、起債制限等の指標となった。従来の指標と異なる点は、公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金や、一部事務組合等の公債費類似経費や、債務負担行為償還額のうち公債費に準ずる額などの今までの指標に表れなかった自治体の負債を組み込んだこと。三ヵ年の平均値。

目安：18%～25% 地方債許可団体に移行

25%以上 単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。

8. 地方債現在高の推移

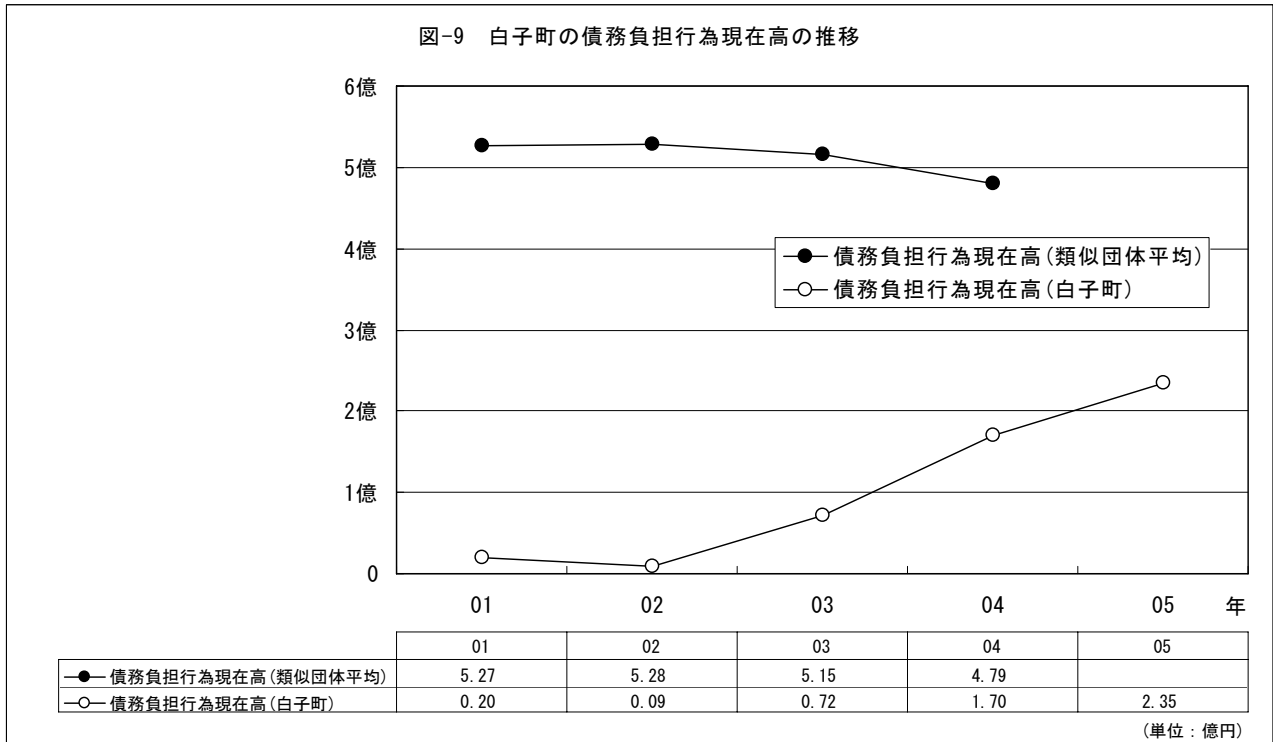
図-8 白子町の地方債現在高の推移



<地方債現在高> 自治体の借金残高①

計算式： [前年度の地方債現在高] + [当年の地方債発行高] - [当年の地方債元利償還額のうち元金]

9. 債務負担行為支出予定額の推移



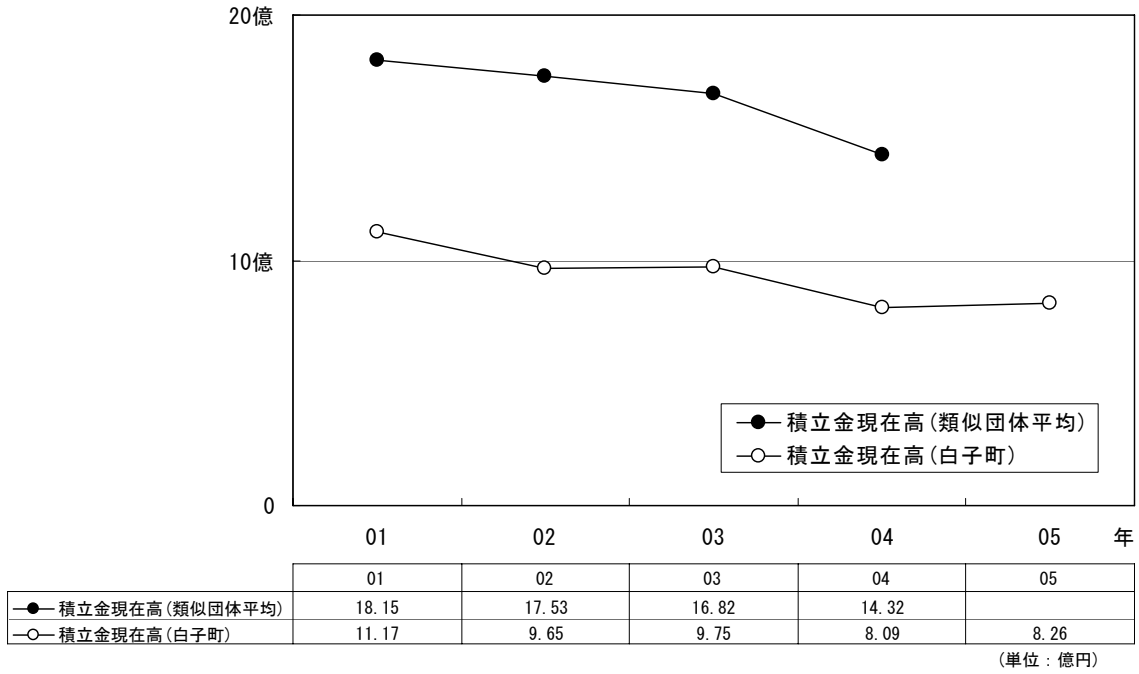
<債務負担行為（翌年度以降）支出予定額> 自治体の借金残高②

語句説明：

〔債務負担行為〕自治体の予算は、通常「単年度主義」がとられている（当年の予算は当年内に支出する）。しかし、自治体の事業のなかには、複数年にわたるものがある（たとえば、建設事業や土地購入など）。こうした際に、将来的な財政支出を約束するものが、「債務負担行為」である。これは、地方債の起債のように、国や県から許可をうけなくてもよく、限度額・内容などを議会で議決すれば、その限度内で借金できるので、しばしば「ヤミ起債」などとも呼ばれる。自治体財政のなかで問題を引き起こすことが多いので、要注意である。

10. 積立金現在高の推移

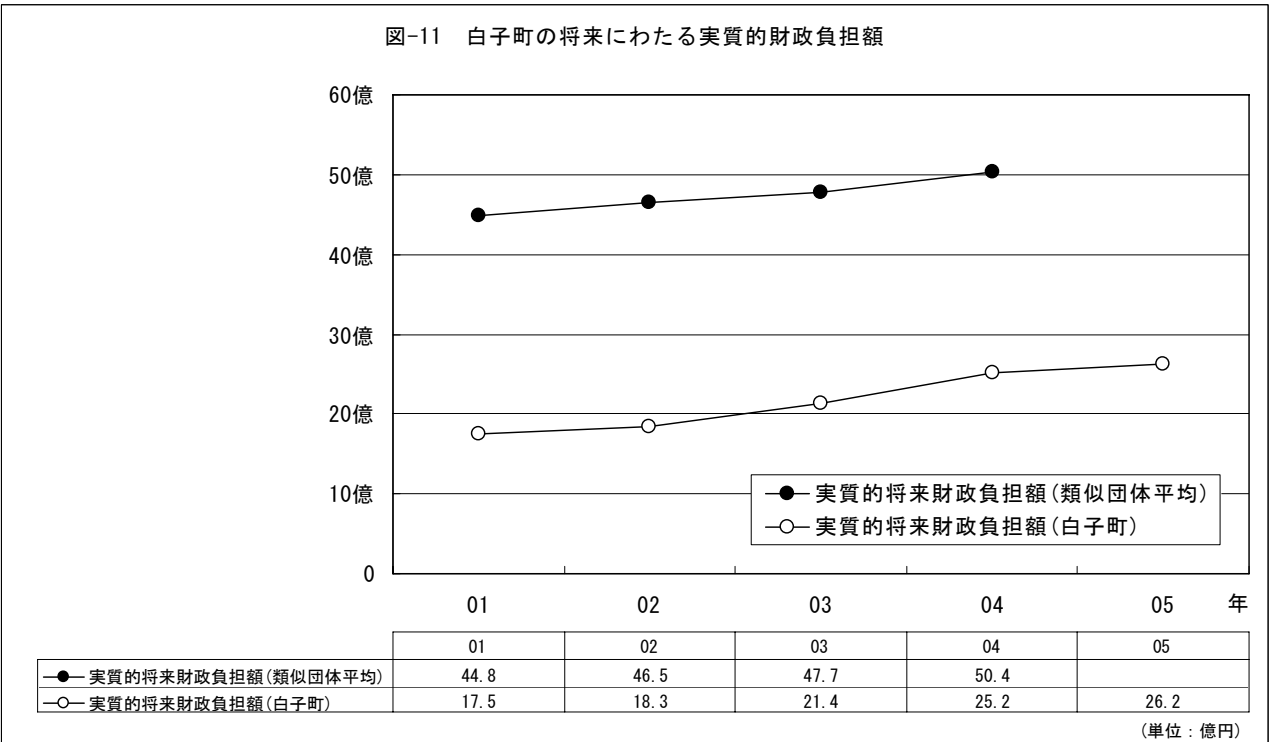
図-10 白子町の積立金現在高の推移



<積立金現在高> 自治体のヘソクリ残高

11. 将来にわたる実質的財政負担額

図-11 白子町の将来にわたる実質的財政負担額

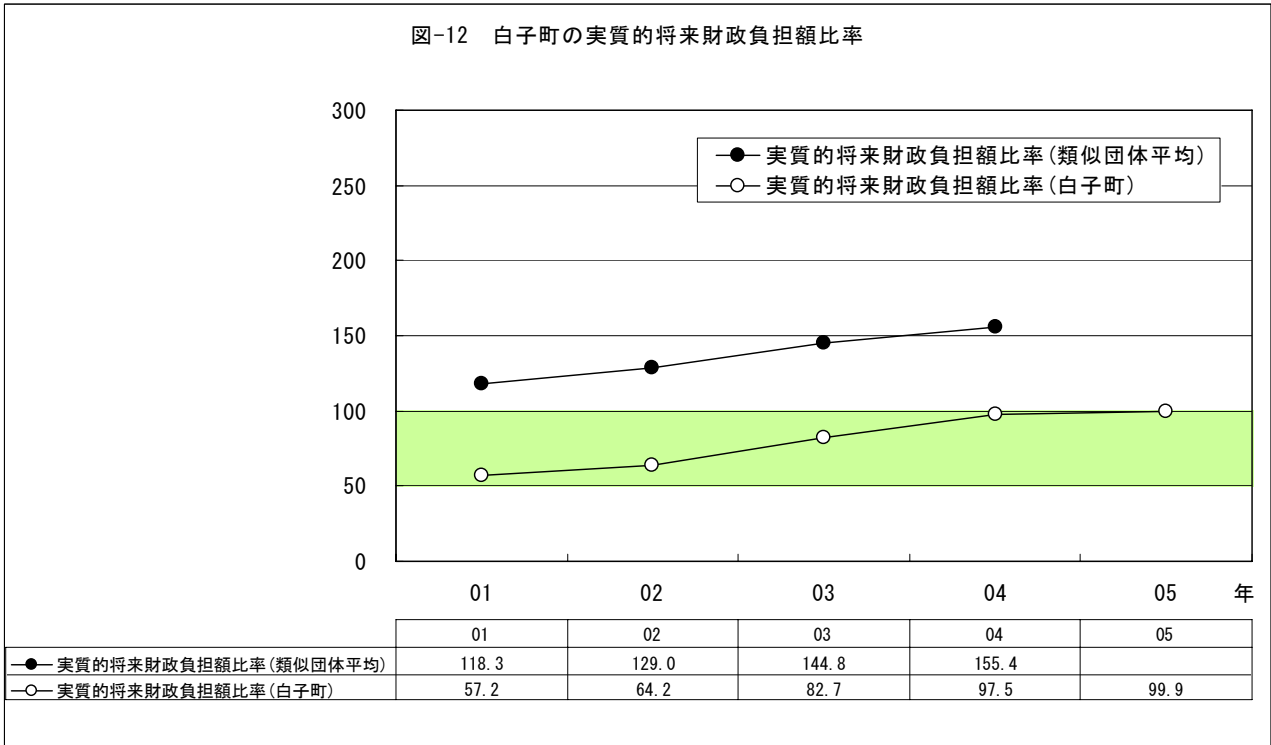


<将来にわたる実質的な財政負担（実質的将来財政負担額）>

計算式：〔地方債現在高〕＋〔債務負担行為支出予定額〕－〔積立金現在高〕

12. 実質的将来財政負担額比率

図-12 白子町の実質的将来財政負担額比率



<実質的将来財政負担額比率 ～実質借金残高比率ともいう～>

計算式：〔実質的将来財政負担額〕／〔標準財政規模〕

目安：一般的に50%～100%が健全であるとされている。

語句説明：

〔標準財政規模〕各自治体が、標準的な状態で収入しうると考えられる「一般財源」（自治体が自由に使えるお金）の大きさ。